

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道本田小川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字伊勢根字高橋 四三番一地先から同郡同町大字 高谷字高橋二五番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年十一月二十二日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十四号及び平成三十一年三月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長五六・五〇メートル。</p>